

136
126

葬
祭
摘
要

014336-000-6

特15-974

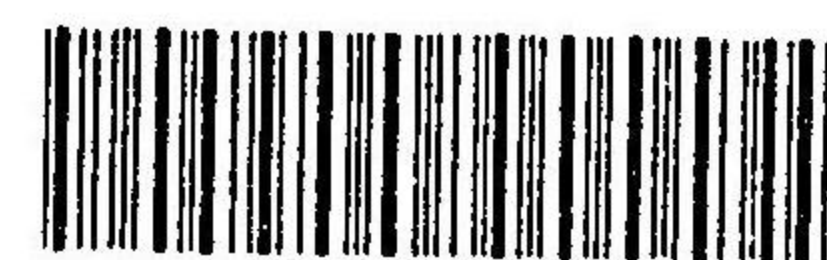
葬祭摘要

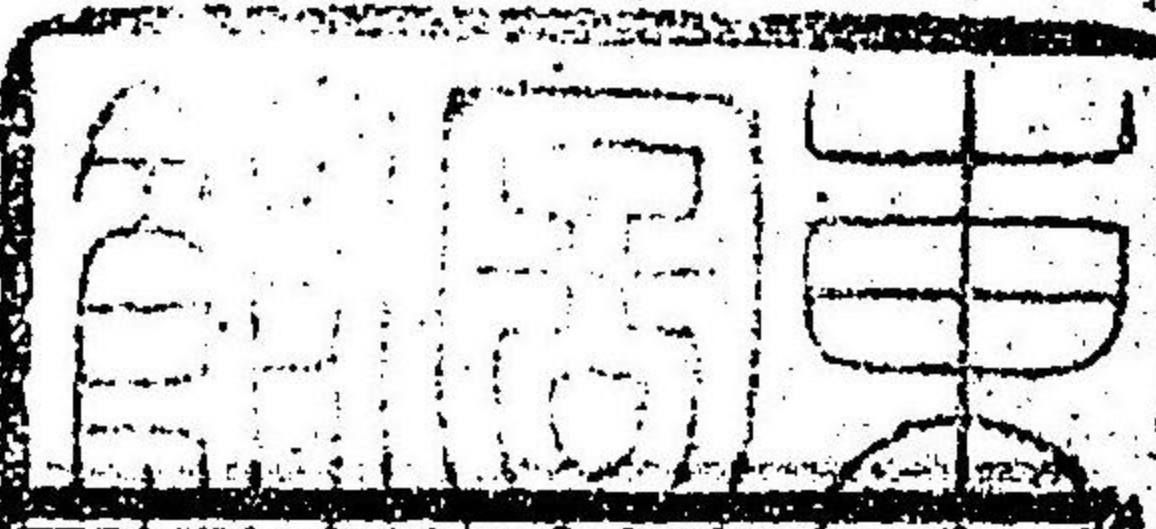
神代 名臣

鈴木 鉄太郎 / 著

M16

ABB-0685





葬祭捕要

權少教正 神代名臣 同輯
權大講義 鈴木鉄太郎

葬儀靈祭ハ慎終追遠ノ大禮ニシテ遺族タルモノ、忽ニ
スヘカラサル務則吾教會ノ主トシテ教ル處ナリ故ニ委
シキ事ハ葬祭式ニ載ストイヘモ猶其心得ノ大略ヲ左ニ
示ス

一病者命終ラハ先汚キ物ヲ取除キ死体ヲ仰向ニ臥サシメ
白布ヲ以テ面部ヲ覆ヒ枕邊ニハ守刀ヲ置キ頭上ニ屏風
ヲ建回シ時刻ニハ飯菜ヲ備ヘ近親ノ者ハ左右ニ侍衛ス
ヘシ

但傳染病ニテ死セル等ハ豫防法ヲ施スヘキハ勿論ナ

一 飯幽ノ由チ其筋ニ届出又速ニ麴町區上ニ番町四拾七番地大社分祠ニ申出祭官ノ出張ヲ請ヒ且神殿ニ於テ飯幽奏上式執行ヲ頼ム可シ

但飯幽奏上式ト云フハ素ヨリ人ノ靈魂ハ神ヨリ賜フ物ニテ死スレハ又其幽冥ニ飯シ主宰ト坐ス大國主大神ノ御愛護ヲ蒙ルヘキモノナル故ニ死去ノ事ヲ奏上シ猶死者ノ冥福ヲ祈ル處ニシテ尤遺族タル者ノ要ナル務ナリ此祭ハ葬儀ノ前ニ於テ執行スルヲ當然トスレモ都合ニ依テハ後ニ執行スルコトモアルヘシ本教ニ葬儀ヲ請フモノハ必此式ヲ勤ルノ規則ナレハ親族參拜シテ此祭ニ關ルヘシ

一 祭官出張ノ上ハ速ニ招魂式ヲ執行ス可シ

但招魂ト云フハ死タル者ノ靈魂ヲ靈障ニ招キ止メ其

家ノ守護神トナシ且子孫タルモノ日夜拜禮シテ追孝ノ務ヲ爲サンカ爲ナリ

一 大社教ニ於テ執行スル葬祭ノ次第ハ左ニ列記スル如クシテ式ニ正略アリト雖モ其ハ祭器ノ精粗神饌ノ厚薄祭官ノ多少及其式ヲ合併シ執行スル等ノ區別ニシテ靈魂ヲ鎮安スルノ點ニ於テハ異ナル事ナシ仍テ葬祭ヲ依頼スル者ハ左ノ次第ニ從ヒ自己ノ望アレハ申出ツヘシ

歸幽奏上式

此ハ前ニ其主旨ヲ記スルカ如クナレハ畧ス

地鎮式

此ハ墓地ニ於テ墟ヲ掘ル初大地主神ニ告ケテ遺體ヲ埋ムル所ヲ定ムル式ナリ故ニ既ニ墓地ト定マレル所ニ於テハ畧スルモ妨ナシト雖モ必祭官一員參

向シテ祈禱シ地上ニ立ル白幣ヲ中央トシテ壙ヲ堀ルヘシ且既ニ壙ヲ堀タル後ニ行フ時ハ白幣ヲ切麻ニ換ヘ之ヲ壙中ニ散布スヘシ

但畧式ナレハ祭器神饌ノ用意ニ及ハス唯白幣一本ヲ製造スヘシ

入棺式

此ハ遺族ニテ行フ者トス

招魂式

此ハ前ニ記スルカ如キ主旨ニシテ此式ヲ行フ初メ遺族ノ心得ヲ示ス戒諭文ヲ告ケ次ニ靈主ヲ清メハ畧式トシ唯盥湯ヲ以テ然ル後招魂ス喪家ニテ祭器供饌ノ用意ヲナスヘシ

安定式

此ハ靈魂ヲシテ安定セシムルノ式ニシテ招魂後直ニ行ヒ又ハ發葬後埋葬地ニ於テ行フ等適宜トス尤招魂式後直ニ行フトハ別ニ供饌ニ及ハスト雖モ招魂式後日ヲ異ニシテ行フトハ必ス供饌スヘシ

發葬式

此ハ遺骸ヲ家ヨリ出シテ埋葬地ニ送ル時ニ發葬ヲ告ル式ナリ供饌ノ輕重喪主ノ心ニ任ス

葬場式

此ハ葬場ニ於テ行フ式ナリ尤供饌ノ輕重ハ喪主ノ心ニ任ス

埋葬式

此ハ埋葬後墓前ニ於テ行フ式ニシテ供饌ハ洗米盥水ニテヨシト雖モ平素嗜好セシ品アラハ時菓作菓

ノ類ヲ供スヘシ

但棺ヲ壙ニ納ムレハ祭官祈念シ切麻ヲ散シテ後
土ヲ撥シテ埋ムヘシ埋メ訖テハ墓標ヲ立テ水
盥洗米ヲ供スヘシ

家祭式

此ハ埋葬終リテ後喪主家へ歸リテ靈主ヲ祭祀スル
式ナリ故ニ發葬ノ後祓禊ノ事ヲ主ル者一名喪家へ留
リ宅内ヲ掃除ス祭官祓式ヲ行ヒ正畧ハ家ノ喪主已
都合ニ任ス
下埋葬地ヨリ歸レハ門ニ於テ清メ然ル後家祭ヲ行
フヘシ家祭ハ必ス供饌ス尤祓式ハ略式トセハ家内
ヲ掃除シ家ノ入口ニ湖盥或ハ又ハ麻串ヲ才キテ每人
清ムヘシ

誄詞

此ハ遺族又ハ朋友ノ者ヨリ告クヘシトモ祭官代リ
ヲ勤ムルモ妨ナシ又略スルモ不苦尤告ルトセハ安
定詞ヲ告ルノ後又ハ埋葬詞ノ前ニスル等適宜ニシ
テヨシ。

- 一 歸幽後五十日間ハ別シテ毎日飯菜ヲ供ヘテ祭ル可シ
- 一 五十日間ハ毎十日ニハ大社分祠職員ヲ請ヒテ靈祭ヲナ
シ幽冥主宰ノ大神ヲ祈ルヘシ若シ毎十日ニ行ヒ難クハ
初十日ト五十日トノ二祭ハ必行フヘシ其間ニハ戸主自
カラ飯菜ヲ調ヘ左ノ詞ヲ奏上シテ祭ル可シ
- 但双親ノ外ハ三十日ヲ以テ式ノ終トスルモ妨ナシ唯
戸主自ラ此祭ヲ爲スコモ先幽冥主宰ト坐ス大國主
大神ヲ拜シ左ノ詞ヲ唱ヘテ靈魂ノ幸福ヲ祈ルヘシ
- 幽冥主宰ノ大神ヲ拜スル詞

掛卷くもかしこき幽事知食太神ほかみのみ
 霊乞をこひのみまつりて白をさくなにがしのよ世あり
 問過どわやまちれかし、つみごとあらんよ見直ほし
 聞直ほしまして彌廣御恵蒙がふらしめ
 給彌遠高神位のくらぬにす、ましめ給
 たまひいやとほにたかきかみのくらぬにす、ましめ
 まへとかしあみか恐こもまを白
 幽冥大神憐給恵給幸
 かくりよのねほろとあはさみたまひめぐみたまひささ
 魂奇魂守給幸給
 みたまくちみたま、もりたまひささへたまへ
 霊神拜詞
 某靈前白今日汝命
 なにがいのみたまのまへおまをさくけふのいましみて

死去坐當日在
 とのみまかりましてより何日にあたるひおしあればみ
 霊御為幽世大神乞祈奉
 たまのみたえよかくりよのおほかみよこひのみまつり
 てみまへよみ御饌捧奉仕かへまつるとを聞
 食御心安鎮給白
 こしめしてみこ、ろやすくしづまりたまへとまよと
 一歸幽後其霊ヲ神殿ノ靈社ニ鎮祭シテ幽冥ノ幸福ヲ祈ル
 へシ何トナレハ靈魂ハ幽冥主宰ノ大神ノ惠護ヲ蒙リテ
 神事ニ仕フル者ナレハ親シク大神ノ神殿内ニ鎮祭シテ
 御恵ヲ仰クハ靈魂ヲ安慰セルノ大事ナリ且世ノ常トシ
 榮枯定マラス昨年迄富榮タル家モ今年ハ跡ナキ迄ニ
 衰へ昨日迄ハ數人ノ家族アリシモ一朝災害ニ罹リテ其
 家斷絶ニ及フモ計ラレス如此ニシテ祖先ノ靈ヲ祭ルモ
 ノナキニ至ラハ其不孝實ニ甚シ然レモ之ヲ靈社ニ祭ル

作ハ永遠無窮春秋ノ祭祀ヲ全クスル者ナレハ先靈ノ幸
福是ヨリ厚キハナシ故ニ遺族タル者ハ必ス鎮祭ヲ乞フ
ヘキモノナリ是本教ニ依頼シテ葬儀ヲ爲スモノニハ其
靈ヲ必ス靈社ニ祭ル所以ナリ

一 百日祭ノ後ハ一周年三年五年十年二十年三十年四十年
五十年百年夫ヨリハ二百年三百年ト百年毎ニ祭ルヲ定
期トス

但一周年以後ノ式年祭日等ニハ出張所ヨリ通知スヘ
ケレモ其事無クモ參拜シテ祖先ニ仕フルノ禮ヲ盡
スヘキナリ

一 靈魂ハ幽冥主宰ト座ス大國主大神ノ惠護ヲ受テ高キ神
位ニモ上ルヲ得又子孫ヲモ守ルヲ得ルモノナレハ子孫

タルモノハ毎日先祖家族ノ諸靈ヲ拜スルハ勿論ナレモ
其拜禮ノ前ニ於テ必左ノ詞ヲ唱ヘテ祈ヲ爲シ次ニ與ノ
詞ヲ三度唱ヘテ二拜短手シ次ニ祖靈ヲ拜ス可シ
幽冥主宰ノ大神ヲ拜スル詞

掛卷 恐 大國主 大神 靈
かけまくもかしこきおほくよぬしのおほろこのみさま
を乞ひ祈ままつりてまをさくとほつおやよのねやた
ち親族のたま等此よにありしほどあやまちおか
し、つみごとありとも見直ほしき、直やしましてた
きくらぬにのぼらしめと遠ながく幽冥の神事
あつかへまつらしえらみ孫のつぎくまもりさき
ふるおとをえさしめたまへとかしこみおしこみまを

す 幽 冥 大 神 憐 給 惠 給 幸
か くり よ の 魂 守 り たり 給 幸 幸
魂 さま 奇 し み 魂 守 り たり 給 幸 幸
祖 霊 拜 奉 詞

祖 霊 拜 奉 詞

遠 祖 代 々 の 祖 親 族 族 霊 等
と 得 つ れ や よ の お や ち 親 族 族 霊 等
の ま へ を つ 謹 し み お や ま ひ を 拜 が み ま つ ら ぐ い ました 等
ち の 御 爲 御 幽 冥 大 神 か み お こ ひ の み ま つ り ぬ
れ ば い や ま し に 御 恵 ゑ を 蒙 給 賜 ぬ 彌 遠
か み 事 ごと 仕 奉 奉 子 孫 の 継 ぎ 々 守 り
給 たま へ と ま を 白 白 奉 奉 子 孫 の 継 ぎ 々 守 り
○

一 戒 論 文 ハ 靈 魂 販 着 ノ 主 旨 ヲ 示 シ テ 平 常 安 心 ノ 要 領 且 死
者 ノ 爲 ニ 盡 ス ノ 要 ヲ 示 論 セ シ モ ノ ナ レ ハ 常 々 ヨ リ 讀
心 得 置 可 故 ニ 左 ニ 記 載 ス

戒 論 文

江 湖 萬 世 何 れ 死 を は 遁 れ 果 づ へ き 然 れ 生 る 人 の 死
す 事 今 更 に 驚 く へ 死 非 ざる 如 く 亦 凡 人 と
し て 若 輩 ハ 言 亦 更 あり 年 老 て 昨 日 より 今日 日
り 明 日 と 衰 へ 行 死 或 ハ 病 又 かり て 頼 少 其 身 さ へ 世
あ な き 人 の 數 入 る 時 一 度 別 の あり どの 知 れ 然
す ぐ 昨 日 今日 と 思 は す して 驚 き 悲 む を 哀 なる 然
ハ 過 に し 人 を 惜 み 返 ら ぬ 長 息 に 打 咽 ぶ 親 族 家 族 に 別
行 靈 魂 の 歎 も い かな る へ き 唯 別 を 悲 む の み なら ず 今
く 去 ぬ る 世 の 中 又 在 し 程 に な し たる 事 共 の 善 行 の 少 少

して悪き所爲の多からむに進むもいらに退くもしら
 に思ひ惑ふもありぬへしさるは人の智の限ありて朝夕
 となく惟神の道をふみ行ひ授け玉へる靈魂の穢さト依
 し玉へる業の怠らしと彌勤めお勤め君臣親子のけぢめ
 人とあるへき理のまに直く正しくありふるどのすれど
 もゆくりあく過つ事ばしも免かれがたけれ人として
 罪なきは少く罪ばかり神の惡を嫌ひ玉ふのあらざるな
 りすへて善惡の報應の斯世にある間も限れるものよあ
 らす神の賞罰の其身体に止らそして靈魂にり、るもの
 なれば時又緩急ありといふとも生前より死後お至るま
 て免る、を得す然れば縱令顯世にて其報なしとも靈魂
 幽界お入て後必ず賞罰を受るものなり抑事始おれば必
 終あり本おれば必末あり夫の土より生る草木の必復

土に飯り水よりなれる霜雪の必復水に飯るを見れ人
 の靈魂の神氣よりおれるもれおして神界より出たれ
 死すれり亦其神界に飯りて永く消る事なく神の御掟に
 名おがふも此に有ける然れと現世ありて親子兄弟
 親族家族とるらぎ睦び其職業を恪しむ勤むる間も更に
 もいへと幽世お隠りぬる後も神の思願お渡る、事なけ
 れと死も生も唯一心又神お頼みまつるへしとして身去
 りての親子も吊ひて逝く事能はず妻子も殉ひ趣く事能
 はず唯其身の獨不知境に出たつ事おれいといと神の
 御助を願はそしてやあるべきさるを神の人の爲善かれ
 とおもはして千に万お事計り幸へ玉へ死者の跡を吊
 ふにの夙く幽冥の大神も乞祈まつりて其人の世もあり
 し時過犯たりし罪事あらむにいは見直し聞直し給ひて

高き神の列に入らしめ建き靈徳をも輝あさしめ玉へと
 祈まつるを肝要の務とすへー其祈をなさんおハ先第一
 よ我身を省みて已もし罪あらハ速に悔悟して心を俊免
 行を正しくして只管又頼みまつらハ愛眷深き神明のい
 かでか見捨給ふへき必諾ひめくみ玉ふへし誠又如此な
 る時ハ唯死者の爲よ上なき善徳なるのみならず祖先よ
 りうけつく罪をも償ひ吾身年期至りて現世茂終らハ
 同しく神靈の列入りて初め訣れし親等家影をも再ひ
 見る事を得て共よ歡ひ共に樂しみつ、疆ちき幸福を蒙
 る事を深く思ひ益善を勉め惡を避け偏に幽冥の大神に
 依頼して無窮安樂を希ふへ死者なり

明治十六年十月廿五日出版御届
 同 年十月刻成

定價七錢

著者 東京府平民 鈴木鉄太郎

著者 東京府士族 神代名臣

東京府下麴町區
 上貳番町四十五番地

出版者 神道大社教東京出張所
 東京府下麴町區
 上貳番町四十七番地

